平成３０年（フ）第２６６号
大阪市浪速区幸町３丁目２番１－802号
債務者　横田　　悠
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７５号
大阪府枚方市長尾西町１丁目25番27号
債務者　水引　寿子（旧姓安積）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７１号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目３番19号　ひきふね
債務者　加藤喜久夫
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９８号
大阪府八尾市大字山畑349番地
債務者　山田冨士枝
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４３９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目２番15号　ドゥエルブルージュⅡ　401号、前住所大阪市東淀川区西淡路１丁目８番８－502号
債務者　田中　裕也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４６号
大阪府高槻市富田町１丁目11番９号　ツインビル302号
債務者　平原　哲郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2806番地の１
債務者　林　　絵美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３３２号
和歌山市小雑賀783番地３　ジョイコート小雑賀ＮＥ号室
債務者　岡本　泰治
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５１号
和歌山県紀の川市勝神411－29、住民票上の住所和歌山県紀の川市打田1245番地７　Ｆ
債務者　田和　慎一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７０号
和歌山県紀の川市粉河306番地１、前住所和歌山市島202番地７
債務者　森本　　豊
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３９１号
和歌山市有本29番地
債務者　林　　孝典
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫997番地の５
債務者　浜砂　正和
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６５号
茨城県龍ケ崎市佐貫町794番地27、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字信太679番地11
債務者　飯塚　弘美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
山梨県中央市東花輪775番地４
債務者　有田　　昭
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
山梨県北杜市須玉町若神子80番地１　サンウッド館Ａ－Ｄ　（前住所）山梨県北杜市須玉町若神子2232番地12　ミラプロ若神子寮201号、前々住所神奈川県横浜市泉区和泉中央北３丁目８番24号　コーポ山村102号
債務者　石井　　元
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
福岡県久留米市青峰１丁目19番20024号
債務者　濱邉　砂枝
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

第明治三十五種郵便物認可